

社会労働委員會議録第三十五号

昭和三十三年四月五日(金曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事中川 俊思君

理事野澤 清人君

加藤五郎君 草野一郎平君

田子 一民君 田中正巳君

中村三之丞君 中山 マサ君

八田 貞義君 古川 文吉君

亘 四郎君 岡本 隆一君

五島 虎雄君 多賀谷眞裕君

滝井 義高君 堂森 芳夫君

中原 健次君 福田 昌子君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

厚生大臣 神田 博君

出席府政委員

大蔵事務官 村上 一君

(主計局次長)

大蔵事務官 河野 通一君

(理財局長)

厚生事務官 田邊 繁雄君

(引揚援護局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計官) 小熊 孝次君

厚生事務官 (引揚援護局長) 小池 欣一君

専門員 川井 章知君

四月五日

委員山花秀雄君辞任につき、その補欠として福田昌子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員福田昌子君辞任につき、その補欠として山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

衛生検査技師法案(福田昌子君外一名提出、第二十四回国会衆議院第六六号)

引揚者給付金等支給法案(内閣提出第一一五号)

○藤本委員長 これより会議を開きます。

衛生検査技師法案を議題とし審査を進めます。

まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。福田昌子君。

衛生検査技師法案

衛生検査技師法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条・第十条)

第三章 試験(第十一条・第十六条)

第四章 業務(第十七条・第十八条)

第五章 罰則(第十九条・第二十条)

附則 一条

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、衛生検査技師の資格を定めるとともに、衛生検査

査の業務が適正に運用されるよう

に規律し、もつて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「衛生検査」とは、疾病の予防若しくは診療のため、又は食品、水、空気、温泉、医薬品、毒物、劇物、衛生用具、化粧品その他政令で定めるものによる保健衛生上の危害の発生の防止等のために必要な生物学的試験検査又は理化学的試験検査をいう。

2 この法律で「衛生検査技師」とは、都道府県知事の免許を受けて、衛生検査を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 衛生検査技師の免許(以下、第十四条第二号の場合を除き)「免許」というのは、衛生検査技師試験(以下「試験」という)に合格した者又は政令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対して与える。

(絶対的欠格事由)

第四条 つんば、おし又は盲の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には免許を与えないことができる。

一 精神病者、麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者

二 衛生検査の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者

(衛生検査技師名簿)

第六条 都道府県に衛生検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録、免許証の交付及び届出)

第七条 免許は、衛生検査技師名簿に登録することによつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、衛生検査技師免許証(以下「免許証」という)を交付する。

3 衛生検査技師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所(業務に従事する者については、さらにその場所)その他厚生省令で定める事項を翌年一月十五日までにその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消等)

第八条 衛生検査技師が第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 衛生検査技師が第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第九条 都道府県知事は、前条の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、そ

の者又はその代理人の出頭を求め

て聴聞を行わなければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受ける者はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をすることができる。

(政令への委員)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、衛生検査技師名簿の登録、訂正及びまつ消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十一条 試験は、衛生検査技師として必要な知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)

第十二条 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行ふ。

(試験委員)

第十三条 試験の実施に必要とする事項をつかさどらせるため、厚生省に衛生検査技師試験委員を置く。

2 衛生検査技師試験委員は、衛生検査に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、衛

生検査技師試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一

項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したものである。

二 外国の衛生検査に關する学校

若しくは養成所を卒業し、又は外国で衛生検査技師の免許に相當する免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたものである。

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合において、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するものは、試験科目、受験手続、試験手数料その他試験に關して必要な事項及び第十四条第一号の学校又は衛生検査技師養成所に關して必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(禁止行為)

第十七条 衛生検査技師でなければ、業として衛生検査を行つてはならない。ただし、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他政令で定める資格を有する者が行う場合は、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第十八条 衛生検査技師は、その行つた衛生検査に關し知り得た秘密を守らなければならない。

第五章 罰則

第十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十八条の規定に違反した者

第二十一条 第七條第三項の規定に違反した者は、五千元以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(特別衛生検査技師)
2 第十七条ただし書に規定する者以外の者であつて、この法律公布の際引き続き六箇月以上衛生検査の業務を行つていたもの又はこの法律の施行前に通算して三年以上衛生検査の業務を行つていたものは、この法律の施行後三箇月間は、

同条本文の規定にかかわらず、業として衛生検査を行うことができる。

3 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十三年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

4 前二項の規定により業として衛生検査を行うことができる者(以下「特別衛生検査技師」という)については、第十八条の規定を準用する。

5 前項において準用する第十八条の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

6 都道府県知事は、特別衛生検査技師が第四条又は第五条各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。この場合には、第九条の規定を準用する。

7 前項前段の規定に基づく処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

(受験資格の特例)
8 次の各号の一に該当する者は、当分の間、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 五年以上衛生検査の業務に従事していた者

二 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、二年以上衛生検査の業務に従事していた者

三 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者であつて、三年以上衛生検査の業務に従事していたもの

(厚生省設置法の一部改正)
9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 衛生検査技師の試験及び衛生検査技師養成所の指定を行うこと。

第九條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 衛生検査技師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

○福田(昌)委員 衛生検査技師法案の提案の理由を説明いたします。

本法案は公衆衛生の向上に寄与するため、新たに衛生検査技師の資格を定めるとともに、衛生検査の業務が適正に運用されるように規律する必要がある。これが、この法律案を提出する理由であります。

この法案の概略の内容を御説明申し上げます。この法案は、衛生検査に携わる者の資格を定め、その資質を向上し、もつて疾病の予防、診断及び治療の適正をはかり、公衆衛生の向上に寄与することを目的としたものであります。

ここにいう衛生検査とは、公衆衛生上必要な細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査あるいは寄生虫、原虫学的検査、生化学的検査等衛生に關する諸検査をいいます。

衛生検査技師になるためには、衛生検査技師試験に合格しなければなりません。この衛生検査技師試験に合格した者には厚生大臣の免許が与えられ、この者が初めて衛生検査技師といふことになるのでございます。

衛生検査技師試験は高等学校またはこれに準ずる学校を卒業した者にして、さらに文部大臣または厚生大臣の指定する養成所を二年以上勉強した者でなければ、この衛生検査技師試験を受けることができないように規定してあります。

この衛生検査技師でないといふ場合は、衛生検査の業務を行つてはならないことを規定いたしてあります。ただし、医師、歯科医師、薬剤師、あるいは獣医師などはそれぞれの所屬する法律の範圍内において衛生検査の業務に携わつても差しつかえないといふことを規定いたしてあります。

これが大体この法律のおもな内容であります。なお附則におきまして、この法律は発効後六十日をたつて施行されることになっております。

が、その後はこの法律の施行前三年間衛生検査の業務に携わつておりました者は、昭和三十三年十二月三十一日までの間に厚生大臣に届出をしなければならぬ、その届出をした人に対しては、その試験の結果、この試験に合格した者に対しては別に衛生検査技師の資格を与えるというふうな経過規定をきめました。またさらにこの法律の施行前七年以上にわたりまして衛生検査の業務に携わつておりました者

に對しましては、これは厚生大臣がその技術において適當と認められた者につきましては衛生検査の技師の資格を与えるということをやめてあるのでございます。

以上がこの法律の概要でございますが、どうか慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明は終りました。

なお本案についての質疑その他につきましては後日に譲ることいたします。

十二時半まで休憩いたします。

午前十一時三分休憩

午後一時三十分開議

○藤本委員長 休憩前に引き続き、會議を再開いたします。

引揚者給付金等支給法案を議題とし、審査を進めます。質疑を続行いたします。堂森委員。

○堂森委員 前回の委員会で、たゞいま上程されております引揚者給付金等支給法案につきまして厚生大臣に質問いたしましたところ、このたび提案されましたこの法案の意味は、かつて海外で生活根拠を持っておった人たちの財産に對する國家の補償であるか、あるいは戦争という大きな國の犠牲に對して生活の根拠を失った、いわば何といひますか社會保障的な意味合いからこの法案が出されたのか、こういう質問をいたしました。そうしますと厚生大臣は、非常に答弁をばかされました、いろいろな意味合いからこのたびの法案が提案されたのである、こういうようなことでございますが、大蔵大臣は、このたび出されましたこの法案

の五百億というこの大切な、しかも末端の三百万の人たちにはきわめて少額しか支給されないような財源を國で出すのは、これは財産に對する國家の補償であるか、あるいは一つは社會保障的な意味合いから出したのか、こういうことについてまず大蔵大臣の考えを聞きたいと思ひます。

○池田國務大臣 敗戦によりまして海外から引き揚げられました方々に對しましてはまことに御気の毒でございます。従ひましてこれが對策につきましまして、御承知の通り在外財産問題審議會を設けまして、いろいろ御研究を願つたのでございます。政府はその答申に基きまして今回の措置をいたしたのでございます。その答申は、政府に敗戦によりまして失われた財産を補償する義務があるとは言へない。しかしやはり多年にわたる生活の本拠を全部なくされたのでございますから、これに對して適當な措置をとるべきだ、こういう答申であるのでございます。われわれはその答申を尊重いたしまして今回の措置をいたしたのでございます。全然社會保障制度の氣持がないかといつたら、そうとも言い得ない。実情に即するように國としてこういう措置をとりたいというのが主張であります。

○堂森委員 どうも大蔵大臣の答弁了解しかねます。どういふ意味でしようか、財産の補償でもないし、また社會保障的な意味でもない、適當な趣旨である、こういうふうな答弁のようでございますが、一体これは何でございますか、もう一度御答弁願ひたい。

○池田國務大臣 財産の補償ではございません、しかし社會保障制度である

とも言へない、こう言つておるのであります。その中間ではございますが、そういうふうな氣持でやつております。社會保障制度という考えを全然なくしてやつておるのではない、そういう点もある程度加わつておりました。しかし財産の補償という立場から申しましても、いかに財産家であらうが、あるいは財産があまりない方であらうが、西一に取り扱つていふところから見て財産の補償でないところとは言い得る。そしてまた、社會保障制度といふものを全然なくしたものでない、それは多額の所得者に對しましては給付しないということが、社會保障制度がある程度考えられておる証左であると思ひます。

○堂森委員 どうもごまかしの答弁で逃げられておられますが、それではこのたび出されました法案の内容といふものは、外國から引き揚げてきた引揚者に對するお見舞金でございますか。

○池田國務大臣 長い間外國におられたまして生活の本拠を持っておられた、それが敗戦によりましてなくなつた、お氣の毒でございますから、お見舞といふ言葉は法律上なかなかむづかしいことでございますが、まあ先ほど申し上げたような意味でございます。

○堂森委員 大蔵大臣は財産の補償でもないし、また社會保障的な意味もあるが、それでもない。私がお見舞金かといつたら、そういうことは言へないがお見舞らしい、こういうふうにお認めになつたようでございますが、とにかく一昨年の第二十二國會だと思ひますが、これは満場一致本會議で、外國に對して戦争によつて引き揚げた人たちの

の財産に對しては、法律上、財産上必要な措置を講じなければいかぬ、こういう決議案が確かに通つたと記憶いたしております。まあ審議會の答申に基いてこういう法律を作つた、こういう話でございますが、各界の意思もそういうところにあつたわけですが、そうしますと、このたび外國から引き揚げた人たちのあるいは戦犯の人も含められると思ひますが、そういう人たちに對して、大蔵大臣の言うようにお見舞金のような金が出る、こういうことになりますと、戦争によつて受けた犠牲といふものは他にも相當あると思ひます。たとへば農地、このごろ盛んに言われておりますところの農地改革による土地取り上げに對して一反歩十萬圓補償しろといふような運動が起きておるようでありま。また与党内においても真剣にそういうことをやつておられる人があるといふふうにも聞いておりますが、大蔵大臣はこういうふうな戦争による犠牲といふか、あるいは大きな改革といふか、あるいは犠牲、財産上の損害を受けたような人たちに對して、こういうふうな処置を今後ともつていくような考え方があつかないか、お聞きしたいと思ひます。

○池田國務大臣 戦争によりまして犠牲は、直接の犠牲、間接の犠牲、いろいろあると思ひます。今までもおきまして、軍人、遺族の方々にいろいろの措置をいたして参つてゐるのであります。今回の引揚者の方々に對しては、私の見るところでは、大体この程度で打ち切れるのではないかと考へ

ております。戦争の犠牲ということをおししますと、間接的に申しますれば、今までもお話しのような点も戦争の犠牲かも知れませんが、これは終戦後に起つた処置でございますから、私はこの引揚者のそれとは別の取扱ひにしなければならぬと思ひます。もし農地改革によつて取り上げられたということになるならば、あの九五%のはほとんど没収的な財産税の法律によるものも戦争の犠牲者といつて言へないことはない。その他、あつた開闢以來の敗戦でございますから、いろいろな犠牲があると思ひますが、大体戦争によりまして直接の犠牲は、この程度で一応私は済むのぢやないか、済ましたいといふ氣持を持つております。

○堂森委員 大蔵大臣に重ねてお尋ねしておきますが、大蔵大臣として、戦争による大きな変革といふか、そういうものによるいろいろな犠牲に對しては、今後どうした補償の問題はこれでない、こういうふうにはつきり御答弁になつたと解釈してよろしいですか。もう一度御答弁願ひたい。

○池田國務大臣 これで全部済ましてしまつて、今後は何にも出さぬとは申しませんが、もう何にもないものと心得たい、こういう考え方でございます。

○藤本委員長 瀧井君。

○瀧井委員 今の続きで質問させていただきますが、戦争犠牲者のいろいろな國家的な補償の問題は、この程度で済ましたと思ふといふことでございます。まだまだ戦争の犠牲者は他にたくさん残つてゐるわけなのですが、先日ここで厚生大臣にも申し上げたのですが、たとえば動員学徒、徴用工、報道班員などの援護の措

置、軍人恩給と文官恩給の不均衡の是正、それから金鶏勲章年金復活、——農地の補償は今大臣やらないというような意味の御答弁があったようでありますが、三月四日でございますか、日比谷公園で全国の代表六千人が集まって、農地解放犠牲者の即時救済を要求する決議文を国会その他関係方面に出したということが新聞に出ておったわけですが、農地補償の問題がある、それから郵便年金、簡易保険の戦前に積んだ掛金を現在の物価に調整すること、占領軍の土地買収に対する補償、戦時中の沈没船舶の補償、ちよつとあげただけで七つぐらいあることになっていくわけですね。まだほかにもいろいろ探してみたらたくさんあると思うのですが、一応戦争犠牲者の手当は、この引揚者給付金等支給法案で政府としてはやらない、こういう考え方を了承いたしますと、今まで行われた戦争犠牲者対策に対して、いろいろな凹凸があるわけですが、こういう凹凸の是正というものはある程度必要ではないかという感じがするのですが、そういう点について大蔵大臣としてはどういうお考えを持っておられるか。

○池田国務大臣 今まで戦争犠牲者としてのカテゴリーに入れた方々につきましては凹凸の問題はございます。今お話になりましたような点がそれでございいます。従いまして、今までのカテゴリーのものに對しましては是正ということは、わが党におきまして今後研究していこうと言っておりますので、そういうことは自分も考えておるのであります。ことに私の最もお気の毒に思っているのは、傷痍軍人の方々でございますが、こういう点は私も進んで考えたいと思っておりますが、凹凸の問題はなかなかやっかいな問題でございます。十分調査会その他で検討を加えていきたい。それからなお間接的の戦争犠牲者につきましても、社会保障制度その他いろいろな手を尽しましてできるだけのことはいたしていきたいと思っておりますが、戦争犠牲者としてのカテゴリーは大体これでお済ませ願いたいという気持を持っております。

○滝井委員 大蔵政府並びにそれを代表する大蔵大臣の意向は、凹凸があるものについては是正は今後も考えていく、そのほかいろいろ残っている問題のあるものについては、社会保障を基本として考えていく、こう了承して差しつかえないわけですね。——さよう承りましたかと思ひます。そこで、現在なお社会保障でやっていく、こういう基本的な方針になってきますと、恩給制度というものが非常に問題になってくると思うのです。現在の予算の中で約八分四、五厘程度は恩給的なものが食いついておる。軍人恩給その他合せますと、多分九百七、八十億くらいになるかと思うのです。そうしますと、凹凸の是正という点で今傷痍軍人等が出ましたが、軍人恩給と文官恩給の不均衡の是正なんかは自民党の方で問題にしているようでありますが、こういうものの凹凸が是正されていきますと——もちろん死にその他あるいは子供が成人に達するといふことで減る分もあります、やはり増加分があります、それに凹凸の是正その他を講ずると、一十億をこえる段階が目途に迫っていると思うのです。国の予算の一割以上を恩給で食っていくということになると、非常な問題が出てくると思うのです。そこでこの際内閣としては恩給制度というものを国民年金というようにものに切りかえて、いわゆる本来の社会保障というものに切りかえて、国民に年金を及ぼすというふうな姿でいくと、これは遺族の方々は幾分お気の毒な点もあるかも知れませんが、大局的な国の政治の面から見ても、社会保障を揺籃から墓場まで国民に均等に与えていくという立場になりますと、この際やはり恩給制度というものを検討して——大臣も御存じのように恩給的なものは七つか八つくらい制度があつてはならぬんです。これがまた不均衡の凹凸を是正するという高い見地から国民年金的なものに切りかえていく必要があるのじゃないか、それは前に述べましたように、恩給制度そのものが日本の財政の負担からいっても一つの限界点に達しているという点から考えても、国民年金制度というものをこの際大蔵大臣としても内閣としても考えなければならぬ段階がきているという感じがするのですが、そういう点については大蔵大臣はどういうお考えを持っているか、この際承わっておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 なかなかむずかしい問題で、こういう問題は閣議で十分議論していかなければならぬ点だと思ひます。ただこれは私の私見で、大蔵大臣としての答でなしにお聞き願ひたいのであります。速記はとめませんが、大蔵大臣としてでなしに……お話のように恩給が非常にふえるということとは、これは喜ばしいことじゃございません。しかし敗戦後におきま

する財政のうち、ことに敗戦国でなくとも戦勝国でも、戦争の結果当然ふえる恩給、年金というものはある程度寛宥しなければならぬ。日本が今一千億足らずで、今度一千億よりふえるかも知れないということもありますが、外国のそれに比べますと、必ずしもそれは多過ぎるというわけのものでもない。それから本国会で、引揚者に対しては国債でこれを処理する。日本の国債はと申しますと、これは外国に比べても非常に少ない、喜ばしい状態でございます。普通の国は、アメリカにいたしましても国民所得に匹敵するよりな国債、イギリス、フランスは国民所得を相当こえる国債がある。日本は外債を入れたも、また将来起るべき賠償等を考えましても、国民所得の一割前後、長期国債でございますね、一割ちよつとくらいで比較にならない。こういう点もやはりあなたが恩給というものが財政上に占むる地位をおっしゃるならば、今度は恩給をもらつておる人は、いや、国債でまかなつていってやるんだし、国債が非常に少いじゃないか、外国に比べて問題にならない、こういう議論も起るかもしれませぬ。しかし社会の進歩につれて、この恩給制度というものと年金制度というものはおのずから一脈通ずるものがあるものであります。従いまして、私は今後養老年金あるいは母子年金等を中心といたしまして、社会保障制度を面的に拡充しようという段階におきましては、一つのアイテムとして研究しなければならぬ問題だと思ひます。社会保障制度を面的に持つていくためには、恩給の問題が年金等の問題と関連して参ります。また

医療保険等におきましても国民健康保険と組合管掌の健康保険、ことに問題は政府管掌でない組合管掌の方の問題と、政府管掌との問題等々、社会保障制度の今後の問題にはいろいろな問題が残されておりますので、そういう点を新しいいわれわれ保守党の政策として十分取組んでいきたいと考えております。

これからは大蔵大臣としての答弁でありまして、お話の点はいろいろ問題がございまして、今後十分研究していきたいと思ひます。

○滝井委員 今私見として述べになりました点で、問題が二つあると思うのです。一つは、養老年金や母子年金、これは今大蔵大臣なりあるいは厚生当局で考えておるのには、無職の年金なんです。今九百七、八十億ある恩給というもののの中には、これは恩給的な性格あるいは遺族扶助料も広い意味のそういうものに含めて、遺族扶助料というものがほとんど大部分なんです。これは形からいって、いわゆる無職的なものです。そうすると、そういうものと、今度は無職をするところの、たとえば厚生年金あるいは職業軍人にやつておる恩給、それから文官の恩給というものは、これは自分がある程度掛金をかけておつた恩給ですね。これは、こういうふうに明らかに分けて考えなければならぬ段階に來ておると思ひます。今大臣なり私の前段の質疑というものは、一応その無職出、無職というものを十億一から上げて恩給という形で出してみたいのですね。大臣は養老年金や母子年金については確立したい、それは厚生省のことしの予算の中においては千七十七万二

千円という国民年金制度の調査を準備する金というものは出ている。おそれることは全国の未亡人や何かの調査をやるのだから、無輸出のものが主として中心に考えられているわけだ。そうしますと、無輸出のものについては一応これは国の税金でまかなわれていくということだ、問題の重点をここに置くことは、いわゆる社会保障の本流を歩むものになっていくだろうと思ふ。ところが無輸出のものをそう無制限にやることは——われわれもいろいろ検討してみたい。たとえば日本の六十歳とか六十五歳以上の老齢者に月二、三千円ずつやったらしても何百億という膨大な財政負担が国の財政にかかってくるわけだ。これは限界があつて、とうていできない。そうしますとこれは当然当面を弥縫するような形になってくるわけだ。そうすると根本的な輸出制度というものを中心とした国民年金あるいは恩給というものを考えていくということになります。これはやはり日本経済全般を相当検討していかなければならない。おそれる厚生省はそういう意味で、無輸出の年金とともに輸出の能力が日本の現在の国民経済の中で、個々の国民世帯の中からあるかどうかということを考えるためにやっておくだろうとは思ひます。しかし一応大蔵省としては二つに分けた場合にどういう考え方を持っておられるのか、もう少し具体的に大臣の私見でもかまわないと思ひます。

て、やはり金額の問題がございます。現状が社会保障制度で生活保障費を出さなければならぬような範囲も相当あるのだから、輸出年金、無輸出年金をいづつどういふふうな格好で支給するかなかなか困難な問題で、これは個人としてもちょっと答えにくいからもうしばらく研究させていただきたいと思ひます。

○滝井委員 日本における社会保障の医療保障と国民年金というものは当面福祉国家を建設する二大支柱だと思ひますので、この際保守党としても一つ御研究をお願いしたいと思ひます。この二つの問題に対する大蔵大臣の理解が少いことは、福祉国家を口にするだけで絵にかいたもちになる可能性があらますので、来年度予算の編成期ごろまでには一つ保守党としての構想を固めていただくことを一応お願いしておきます。

次に今度引揚者の給付金等の支給法でそれぞれ国債が引揚者に与えられることになるわけですが、その交付国債を与えられた場合に、これを担保として国民金融公庫から金をいろいろ借りることになるわけだ。国民金融公庫は、予算の説明では六十一億資金運用の中に入つておつて、その中の二十億くらいが国債を担保に金を貸すことになつておるのですが、個人にはどういふ資格、条件と申しますか、一体どの程度のものを貸してくれることになるのですか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 法案が通りましていよいよ具体的問題になりますと、今回は零細と申しては語弊がございすが、最高二万八千円、それ以下でござ

いますから、家族で三万とか五万ということになってくると思ひます。これをどういふふうに使われるかわれわれは注意しておるのでございすが、最近耳にするところでは引揚者がいろいろ団体をおこしらへになつて、二、三万、四、五万では意味をなさぬから、寄り集まつて一つの資本団体を作ろうという機運もある。これは私は非常にいいことだと思ひます。いろいろな工夫をおこらしになつて、引揚者の方々がよくなると同時に国全体がよくなる方に向つていくことを念願しておるのではありません。従ひましてそういうことのない場合に、その日の生活にお困りの方々に對しましては、先ほど来申し出ておりますように国民金融公庫から国債を担保に融通していただくということにいたしておるのであります。ただ私は昔聞かぬがごとくこれが高利貸その他に安くて出ていくというふうなことがあつては大へなことだと思つておるのであります。情勢を見まして、有効に政府のほんとうの気持が実現されるような方向に仕向けていきたいと思つております。

○滝井委員 少し具体的に聞いておきたいのですが、今の大臣の前の御答弁にありました引揚者が集まつて一つの資本団体を作るといふ点は、ぜひ厚生省なり大蔵省でそういう方向に指導する必要があるだろうと思ひます。たとえば一家族二万八千円もあつた、子供が一人おつて七千円もあつたけれども、実際にこれが有効に使われることはなかなかないと思ひます。へまをしておると証券ブローカーみたいな高利貸のえじきになつてしまつておそれがあ

る。従つてそこにはほんとうの意味の国

がやると同じ程度の社会保障的方向に集まつて使われることになれば、五百億の金があれば医療保障の問題なんか一挙に片づく。そうするとこれは単に三百万引揚者諸君が恩恵に浴するだけでなく全国九千万国民がみな恩恵に浴する。そういう意味で一つの資本的な団体を作つて、それが今度は有効に全引揚者に及ぶような形にしてみたら、さらにそれが引揚者を越えて国民にまで余沢が及ぶという形に指導してもらえば非常にいいことだと思ひます。そういう点でまだ具体的なプランといつてもないでしようが、できるだけそういう方向に御指導してもらいたいと思ひますが、さて二万八千円なら二万八千の国債を持つていった場合に、国民金融公庫は幾ら金を貸してくれるかということ。具体的にどの程度の金をお貸しになるつもりで二十億のワケをおとりになつておられますか。

○池田国務大臣 国民金融公庫の貸しにおります利率と貸し出しの期間、この公債が六分でございますからそういうところからおのずから限度が出てくると考えます。

○滝井委員 その期間、利率六分というところから大蔵省としては大よそどの程度の金を貸すお考えでありますか。

○池田国務大臣 御承知の通り国民金融公庫は無担保で生業資金を出しておるのでございまして、金利の差と期間で一応担保力はきまると思ふのであります。今個々に計算すればよろしゅうございしますが、それと大体同程度のものは貸し得ると考えております。

○滝井委員 大体同程度のものを貸しただけをもうでございまして、よくわかりました。

○池田国務大臣 これは軍人遺家族に對しまして九百億圓くらいだと思ひます。これを出した事例があります。それから漁業関係の補償に百九十億圓ばかり出した例もあります。また軍人遺家族の分が十年計画で年に九十億ばかり出してあります。漁業証券の方は済んでおります。これが加わりまして十年でございまして、軍人遺家族合せて百四十億圓くらい、こういうものは大体今までの経過から申しますと、前年度剰余金の半額で大体まかなつていけると思ひます。余給があれば——先ほど申し上げましたように国債の方は内国債はそうたくさんはございませ

ん。それから外債の方も相当計画的にやつておられます。十年間で出しますから、大体軍人の一時金の場合等と同じような方法でいけるのじゃないか、余給があれば買入れ債却ということも考えられる、私はこれは今までの例によつてやつていきたいと思ひます。ただ問題は、六月一日から発行するといふお話でございしましたが、われわれもなるべく急いでおりますが、それまでにはできませんか、建前は六月一日からになつておるようでありすが、それまでに十分調査ができ得るかどうか、調査ができなければその後発行することもあり得ると思ひます。

○滝井委員 大体これで終りました。ありがとうございしました。

はこれで終了いたしました。
次会は来たる九日火曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局